

野外焼却は禁止されています!

廃棄物処理法では、「焼却禁止の例外」を除き、何人も廃棄物を焼却してはならないと厳しく規制しています。そのため、家庭や事業場から出た廃棄物を野焼き又はドラム缶や一斗缶などで焼却することはできません。また、小型焼却炉であっても、法で定められた構造基準を満たさないものは使用できません。



野外焼却は直罰の対象となり、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、法人はさらに両罰規定で3億円以下の罰金に科せられます。

| 焼却禁止の例外 | 焼却禁止の例外 |
|---|---|
| 廃棄物処理法に定められた処分基準に従って行う場合 他の法令又はこれに基づく処分により行う場合 | ・環境課にお問合せ下さい。 ※産業廃棄物処理施設(法第15条第1項)の場合、例示以外の基準も適用されます。 ・家畜伝染病予防法に基づく死体の焼却など ・あへん法によるあへんの焼却など |
| 次に挙げるもので、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合 | ①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却 ②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却 ③風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却 ④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却 ⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの 河川敷の草焼き、道路敷の草焼きなど 災害等の応急対策、火災予防訓練など 「しめ縄、門松等」を焚く行事など 焼き畑、あぜの草及び下枝の焼却、魚網にかかった魚介類の焼却など 落ち葉焚き、キャンプファイヤー |

例外規定に該当する焼却であっても、近隣への迷惑になる場合は、行政指導の対象になることがあります。

年金だより

国民年金保険料が割引される お得な納め方

～口座前納の申し込みは2月末まで～

市民課
国民年金係
☎973-5498

平成31年度の国民年金保険料は、月額16,410円です。毎月の保険料は、日本年金機構から送付されてくる納付書によって翌月の末日までに納めていただくことになっています。

納付の窓口は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)またはコンビニエンスストアとなっています。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

●国民年金保険料を納付書で納めていただいている皆様へ

口座振替のご案内

口座振替をご利用いただくと、金融機関等へ保険料を納めに行く手間と時間が省けます。

また、自動引き落としで、納め忘れの心配がありません。

口座振替の振替方法は、

- ①2年前納(4月～翌々年3月分)
- ②1年前納(4月～翌年3月分)
- ③6カ月前納(4月～9月分、10月～翌年3月分)
- ④当月末振替(早割)納付期限よりも1カ月前～口座振替)

参考：平成30年度の口座振替方法別割引額

| 振替方法 | 納付額 | 割引額 | 振替日 |
|-------------|----------|---------|-------------|
| 2年前納 | 377,350円 | 15,650円 | 4月末 |
| 1年前納 | 191,970円 | 4,110円 | 4月末 |
| 6カ月前納 | 96,930円 | 1,110円 | 4月末 10月末 |
| 当月末振替(早割) | 16,290円 | 50円 | 毎月月末 |
| 翌月末振替(割引なし) | 16,340円 | なし | 翌日末 |

※振替日が休日の場合は、翌営業日に振替されます。

⑤翌月末振替(通常の口座振替)の5種類から自由に選んでお申し込みいただくことができます。

まとめて前払いすると、割引額も大きくさらにお得です。

なお平成29年4月より、これまでの口座振替に加え、新たに現金・クレジットカード・納付による2年前納が始まりました。

口座前納の申し込み締切日

口座振替で前納を希望する方は、2月末までに申し込みが必要があります。ご希望の方は左記のものをお持ちの上、国民年金係にてお手続きください。

- ・年金手帳(基礎年金番号がわかるもの又は納付書等)
- ・預(貯)金通帳預
- ・預(貯)金通帳届出印

平成31年の所得申告をお忘れなく!



●平成31年度国民年金保険料の免除申請を希望する方または前年度より免除の継続申請を希望している方は『所得(市・県民税)の申告』がお済みでないとい免除の判定ができません。

平成31年3月15日(金)までに所得の申告を終えておきましょう。(審査対象となる本人・配偶者・世帯主の分)

の申告が必要です

●20歳前からの障害により障害基礎年金を受給している方は、所得申告をしていない場合、支給停止になることがあります。

※市・県民税の申告は所得の有無にかかわらず必要です。

※申告書が送付されてこない場合でも、必ず市民税課に申し出をして申告して下さい。

◇申告についてのお問い合わせ
市民税課 ☎973-5382

◇年金についてのお問い合わせ
市民課 国民年金係
☎973-5498

※平成31年3月31日付付加保険料の特例納付制度が終了します。この制度は、過去に付加保険料を納付期限までに納めなかったことにより、法律上辞退したものみなされ、納めることができなかつた付加保険料を過去10年間までさかのぼって納めることが可能となる制度です。手続きがまだの方はお早め!

お問い合わせ コザ年金事務所
☎933-2267